

添付資料

金沢工業大学教育研究会議運営規則

(目 的)

第1条 この規則は、金沢工業大学学則（以下「学則」という。）第4条第4項に基づき、教育研究会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定める。

(構 成)

第2条 学則第4条第2項第3号に定める会議が定める者は、次の者とする。

- (1) 学部長及び基礎教育部長
- (2) 副学部長及び基礎教育部の副部長
- (3) 学部の学系主任及び副主任、並びに基礎教育部の課程主任及び副主任
- (4) 研究科長
- (5) 研究科の専攻主任
- (6) 管理規則第9条に定める教学組織の部長及び副部長

2 学則第4条第2項第4号に定める学長が指名する職員は、次の者とする。

- (1) 大学事務局長及び事務局次長
- (2) 大学事務局の部長及び部長相当者

(招集及び議長)

第3条 会議は、学長が招集する。

2 会議の議長は、学長があたり、会務を主宰する。

3 学長に支障があるときは、副学長が議長の職務を代行する。

(開 催)

第4条 会議は、原則として毎月1回これを開催する。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、臨時に開催することができる。

(定足数及び議決)

第5条 会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議決は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。ただし、学則第4条第3項第3号の審議事項について、第2条第2項の構成員は議決に加わることはできない。この場合、出席した第2条第2項の構成員は、議決の出席者数から除外する。

(構成員以外の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 人事に関する事項及び学生の個人情報に関する事項の審議内容並びに報告内容については、秘密を漏らしてはならない。

(事 務)

第8条 会議の事務は、大学事務局庶務部が行う。

(議事録)

第9条 議長は、会議の議事録を作成し、次回の会議において承認を得なければならない。

(改 廃)

第10条 この規則の改廃は、会議の議を経たのち、理事会が行う。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

金沢工業大学教授会運営規則

(目 的)

第1条 この規則は、金沢工業大学学則（以下「学則」という。）第4条の2第4項に基づき、教授会（基礎教育部教授会を含む。以下同じ。）の運営について必要な事項を定める。

(招集及び議長)

第2条 教授会は、学部長（基礎教育部にあつては基礎教育部長。以下同じ。）が招集する。

2 教授会の議長は、学部長があたり、会務を主宰する。

3 学部長に支障があるときは、学部長が予め指名した教授が議長の職務を代行する。

(定足数及び議決)

第3条 教授会は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 教授会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第4条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、学長及び副学長は、随時、教授会に出席し意見を述べることができる。

(守秘義務)

第5条 人事に関する事項及び学生の個人情報に関する事項の審議内容並びに報告内容については、秘密を漏らしてはならない。

(事 務)

第6条 教授会の事務は、大学事務局庶務部が行う。

(議事録)

第7条 議長は、教授会の議事録を作成し、次回の教授会において承認を得なければならない。

(全学教授会)

第8条 各学部（基礎教育部を含む。以下同じ。）に共通する事項について審議する必要があるときは、学部合同の教授会（以下「全学教授会」という。）を開催することができる。

2 全学教授会は、学長が招集する。

3 全学教授会の議長は、学長があたり、会務を主宰する。

4 学長に支障があるときは、副学長が議長の職務を代行する。

5 全学教授会の運営については、本規則を適用する。

(改 廃)

第9条 この規則の改廃は、教授会及び教育研究会議の議を経たのち、理事会が行う。

附 則

- 1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 金沢工業大学教授会規則（昭和40年5月28日制定）は、廃止する。
- 3 この規則は、平成16年4月1日から改正施行する。

金沢工業大学大学院研究科委員会運営規則

(目 的)

第1条 この規則は、金沢工業大学大学院学則（以下「学則」という。）第8条第3項に基づき、研究科委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(構 成)

第2条 学則第8条第1項に定める研究科担当の専任教授には、任期付教員を含むものとする。

- 2 委員会は、学則第8条第2項第1号に定める学位論文の審査及び学位授与に関する事項の審議に関して必要があるときは、当該事項の審議に限り、当該学位論文の審査を委嘱された研究指導教員を委員会の構成に加えることができる。

(招集及び議長)

第3条 委員会は、研究科長が招集する。

- 2 委員会の委員長は、研究科長があたり、会務を主宰する。
- 3 研究科長に支障があるときは、研究科長が予め指名した教授が委員長の職務を代行する。

(定足数及び議決)

第4条 委員会は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 博士の学位授与に係る審議の議決については、前項の規定にかかわらず出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(構成員以外の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長及び副学長は、随時、委員会に出席し意見を述べることができる。

(守秘義務)

第6条 人事に関する事項及び学生の個人情報に関する事項の審議内容並びに報告内容については、秘密を漏らしてはならない。

(事 務)

第7条 委員会の事務は、大学事務局庶務部が行う。

(議事録)

第8条 委員長は、委員会の議事録を作成し、次回の委員会において承認を得なければならない。

(大学院委員会)

第9条 各研究科に共通する事項について審議する必要があるときは、研究科合同の委員

- 会（以下「大学院委員会」という。）を開催することができる。
- 2 大学院委員会は、学長が招集する。
 - 3 大学院委員会の委員長は、学長があたり、会務を主宰する。
 - 4 学長に支障があるときは、副学長が委員長の職務を代行する。
 - 5 大学院委員会の運営については、本規則を適用する。

（改 廃）

第10条 この規則の改廃は、委員会及び教育研究会議の議を経たのち、理事会が行う。

附 則

- 1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成10年3月4日に改正し、即日施行する。
- 3 この規則は、平成16年4月1日から改正施行する。

金沢工業大学部長会規程

第1条 この規程は、金沢工業大学部長会（以下「部長会」という。）について必要な事項を定める。

第2条 部長会は、学長のほか次の者をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長及び基礎教育部長
- (3) 教務部長、学生部長、進路部長、実技教育部長、研究部長、教育点検評価部長及び入試部長
- (4) 大学事務局長及び事務局次長
- (5) 大学事務局の部長及び部長相当者

第3条 部長会に次の専門委員会を置く。

- (1) キャンパス・ハラスメント防止委員会
- (2) 教育活動適正化委員会

2 前項の専門委員会について必要な事項は、各々別に定める。

第4条 部長会は、次の事項について審議する。

- (1) 学長が諮問する事項
- (2) 第2条第1号から第3号に定める者から提案された事項
- (3) キャンパス・ハラスメントに関する事項
- (4) 教育活動の適正化に関する事項

2 部長会は、前項第3号に定める事項を審議するに当たっては、事前にキャンパス・ハラスメント防止委員会に調査、検討を付託するものとする。

3 部長会は、第1項第4号に定める事項を審議するに当たっては、事前に教育活動適正化委員会に調査、検討を付託するものとする。

第5条 部長会は、隔週に開催するものとし、学長がこれを招集する。

2 部長会の議長は、学長が当たり、会務を主宰する。

第6条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

第7条 部長会の事務は、大学事務局庶務部（以下「事務局」という。）が行う。

2 事務局は、会議の議事録を作成し、議長の確認を得た後これを保管する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

K I T評価向上委員会規程

第1条 この規程は、管理規則第4条第1項第3号イに定めるK I T評価向上委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

第2条 委員会は、金沢工業大学（以下「本学」という。）が実施する教育研究活動全般についての自己及び外部点検評価の結果を確認し、今後の教育研究体制の方向性や方針を検討することにより、本学の充実発展を推進することを目的とする。

第3条 委員会は、部長会の構成員をもって構成する。

第4条 委員長は、学長が当たり、委員会を代表し、その会務を統括する。

2 委員長に支障があるときは、委員長が予め指名した者が、委員長の職務を代行する。

第5条 委員会は、委員長が招集し議長を務める。

2 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

3 委員長は、委員会において審議した事項を、委員会報告としてとりまとめ十年委員会に報告しなければならない。

4 委員長は、委員会報告を十年委員会に行うに当たり、本学の教育研究会議との円滑な連携を図るため、事前に、報告内容について教育研究会議の同意を得なければならない。

第6条 委員会の事務は、大学事務局庶務部（以下「事務局」という。）が行う。

2 事務局は、会議の議事録を作成し、議長の確認を得た後これを保管する。

附 則

1 この規程は、平成11年4月1日より施行する。

2 この規程は、平成12年7月1日より改正施行する。

3 この規程は、平成15年4月1日より改正施行する。

4 この規程は、平成16年4月1日から改正施行する。

金沢工業大学教務部委員会規程

第1条 この規程は、金沢工業大学教務部委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

第2条 委員会は、次の者を委員として構成する。

- (1) 教務部長及び教務部副部長
- (2) 学部長が、学系主任との協議を経て推薦した者であって、学長が指名する者
- (3) 基礎教育部長が、課程主任との協議を経て推薦した者であって、学長が指名する者
- (4) 大学事務局学務部長、学務部次長及び学務部教務課長

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 教務運営の方針及び教育実施状況の把握に関する事項
- (2) 教育内容の精査と改善及び授業満足度評価に関する事項
- (3) 学長から諮問された事項
- (4) 教育研究会議から付託された事項
- (5) 教務部長から提案された事項
- (5) その他教育運営に関する事項

第4条 委員会は、教務部長が必要に応じて招集し、その議長を務める。

2 教務部長に支障があるときは、教務部副部長が議長の職務を代行する。

第5条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、学長及び大学事務局長は、随時、委員会に出席することができる。

第6条 議長は、委員会で審議された事項をとりまとめ、部長会に報告する。

第7条 委員会の事務は、大学事務局学務部教務課（以下「事務局」という。）が行う。

2 事務局は、会議の議事録を作成し、議長の確認を得た後これを保管する。

附 則

- 1 この規程は、昭和59年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、昭和60年4月1日より改正施行する。
- 3 この規程は、平成13年8月1日「金沢工業大学教務委員会規程」を改名し、即日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成15年4月1日より改正施行する。
- 5 この規程は、平成16年4月1日から改正施行する。

金沢工業大学学生部委員会規程

第1条 この規程は、金沢工業大学学生部委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

第2条 委員会は、次の者を委員として構成する。

- (1) 学生部長及び学生部副部長
- (2) 修学アドバイザー学系代表
- (3) 大学事務局学務部長、学務部次長及び学務部修学相談室長

2 前項第2号に定める修学アドバイザー学系代表とは、修学アドバイザーの中から学生部長が、学系主任及び課程主任との協議を経て推薦した者であって、学長が指名する者をいう。

第3条 委員会に専門委員会として厚生補導委員会を置く。

2 厚生補導委員会について必要な事項は、別に定める。

第4条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 修学指導の方針及び修学アドバイザーの指導状況の把握に関する事項
- (2) 修学指導の評価と学生満足度評価に関する事項
- (3) 学生の厚生及び補導に関する事項
- (4) 学長から諮問された事項
- (5) 教育研究会議から付託された事項
- (6) 学生部長から提案された事項
- (7) その他修学指導全般に関する事項

2 委員会は、前項第3号に定める事項のうち、学生の懲戒に関する事項の審議を厚生補導委員会に委託する。

第5条 委員会は、学生部長が必要に応じて招集し、その議長を務める。

2 学生部長に支障があるときは、学生部副部長が議長の職務を代行する。

第6条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、学長及び大学事務局長は、随時、委員会に出席することができる。

第7条 議長は、委員会で審議された事項をとりまとめ、部長会に報告する。

第8条 委員会の事務は、大学事務局学務部修学相談室（以下「事務局」という。）が行う。

2 事務局は、会議の議事録を作成し、議長の確認を得た後これを保管する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

金沢工業大学進路部委員会規程

第1条 この規程は、金沢工業大学進路部委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

第2条 委員会は、次の者を委員として構成する。

- (1) 進路部長及び進路部副部長
- (2) 進路アドバイザー
- (3) 大学事務局進路開発センター所長及び進路開発センター事務室長

2 前項第2号に定める進路アドバイザーとは、学部長が、学系主任との協議を経て推薦した者であって、学長が指名する者をいう。

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 進路指導の方針及び進路アドバイザーの指導状況の把握に関する事項
- (2) 進路開拓と卒業生満足度評価に関する事項
- (3) 学長から諮問された事項
- (4) 教育研究会議から付託された事項
- (5) 進路部長から提案された事項
- (6) その他進路指導全般に関する事項

第4条 委員会は、進路部長が必要に応じて招集し、その議長を務める。

2 進路部長に支障があるときは、進路部副部長が議長の職務を代行する。

第5条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、学長及び大学事務局長は、随時、委員会に出席することができる。

第6条 議長は、委員会で審議された事項をとりまとめ、部長会に報告する。

第7条 委員会の事務は、大学事務局進路開発センター（以下「事務局」という。）が行う。

2 事務局は、会議の議事録を作成し、議長の確認を得た後これを保管する。

附 則

- 1 この規程は、昭和44年2月1日より施行する。
- 2 この規程は、昭和55年2月1日より改正施行する。
- 3 この規程は、昭和60年4月1日より改正施行する。
- 4 この規程は、昭和63年4月1日より改正施行する。
- 5 この規程は、平成13年8月1日「金沢工業大学就職委員会規程」を改名し、即日から改正施行する。
- 6 この規程は、平成16年4月1日から改正施行する。

金沢工業大学実技教育部委員会規程

第1条 この規程は、金沢工業大学実技教育部委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

第2条 委員会は、次の者を委員として構成する。

- (1) 実技教育部長及び実技教育部副部長
- (2) 学部長が、学系主任との協議を経て推薦した者であって、学長が指名する者
- (3) 基礎教育部長が、課程主任との協議を経て推薦した者であって、学長が指名する者
- (4) 工学設計教育センター所長及び工学設計教育センター夢考房課長
- (5) 大学事務局学務部長、学務部次長及び学務部教務課長

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 実技教育(工学基礎実技教育及び専門実技教育を含む。)の実施方針及び、実施状況の把握に関する事項
- (2) 実技教育の実施に伴う施設設備の充実と学習内容の精査に関する事項
- (3) 学長から諮問された事項
- (4) 教育研究会議から付託された事項
- (5) 実技教育部長から提案された事項
- (6) その他実技教育全般に関する事項

第4条 委員会は、実技教育部長が必要に応じて招集し、その議長を務める。

2 実技教育部長に支障があるときは、実技教育部副部長が議長の職務を代行する。

第5条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、学長及び大学事務局長は、随時、委員会に出席することができる。

第6条 議長は、委員会で審議された事項をとりまとめ、部長会に報告する。

第7条 委員会の事務は、工学設計教育センター夢考房（以下「事務局」という。）が行う。

2 事務局は、会議の議事録を作成し、議長の確認を得た後これを保管する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

金沢工業大学研究部委員会規程

第1条 この規程は、金沢工業大学研究部委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

第2条 委員会は、次の者を委員として構成する。

- (1) 研究部長及び研究部副部長
- (2) 大学院工学研究科長、大学院工学研究科専攻主任及び専攻共通主任
- (3) 大学院心理科学研究科長及び大学院心理科学研究科専攻主任
- (4) 大学事務局学務部長、学務部次長及び学務部教務課長
- (5) 研究支援機構事務局研究支援課長

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 大学院全体の教育・研究方針及び大学院の教育・研究実施状況の把握に関する事項
- (2) 大学院における高度な技術者教育の実施に伴う教育・研究内容の精査と改善に関する事項
- (3) 大学院における修学満足度評価に関する事項
- (4) 学長から諮問された事項
- (5) 教育研究会議から付託された事項
- (6) 研究部長から提案された事項
- (7) その他大学院の教育・研究活動全般に関する事項

第4条 委員会は、研究部長が必要に応じて招集し、その議長を務める。

2 研究部長に支障があるときは、研究部副部長が議長の職務を代行する。

第5条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、学長及び大学事務局長は、随時、委員会に出席することができる。

第6条 議長は、委員会で審議された事項をとりまとめ、部長会に報告する。

第7条 委員会の事務は、大学事務局学務部教務課（以下「事務局」という。）が行う。

2 事務局は、会議の議事録を作成し、議長の確認を得た後これを保管する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

金沢工業大学教育点検評価部委員会規程

第1条 この規程は、金沢工業大学教育点検評価部委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

第2条 委員会は、次の者を委員として構成する。

- (1) 教育点検評価部長及び教育点検評価部副部長
- (2) 学部長が、学系主任との協議を経て推薦した者であって、学長が指名する者
- (3) 基礎教育部長が、課程主任との協議を経て推薦した者であって、学長が指名する者
- (4) 大学事務局学務部長、学務部次長及び学務部推進課長

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 教育活性化のための教育実態把握と内容の評価及び改善に関する事項
- (2) 外部評価に対する対応と調整に関する事項
- (3) 学長から諮問された事項
- (4) 教育研究会議から付託された事項
- (5) 教育点検評価部長から提案された事項
- (6) その他教育点検評価全般に関する事項

第4条 委員会は、教育点検評価部長が必要に応じて招集し、その議長を務める。

2 教育点検評価部長に支障があるときは、教育点検評価部副部長が議長の職務を代行する。

第5条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、学長及び大学事務局長は、随時、委員会に出席することができる。

第6条 議長は、委員会で審議された事項をとりまとめ、部長会に報告する。

第7条 委員会の事務は、大学事務局学務部推進課（以下「事務局」という。）が行う。

2 事務局は、会議の議事録を作成し、議長の確認を得た後これを保管する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

金沢工業大学入試部委員会規程

第1条 この規程は、金沢工業大学入試部委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

第2条 委員会は、次の者を委員として構成する。

- (1) 入試部長及び入試部副部長
- (2) 学長が指名する大学教員
- (3) 大学事務局長、大学事務局入試センター所長、入試センター次長及び入試センター事務室長

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 教育活性化のための入学者の数と質の確保に関する事項
- (2) 入試システムの充実改善に関する事項
- (3) 入学者及びその保護者並びに高等学校の満足度評価に関する事項
- (4) 学長から諮問された事項
- (5) 教育研究会議から付託された事項
- (6) 入試部長から提案された事項
- (7) その他入学試験の運営・実施に関する事項

第4条 委員会は、入試部長が必要に応じて招集し、その議長を務める。

2 入試部長に支障があるときは、入試部副部長が議長の職務を代行する。

第5条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、学長及び大学事務局長は、随時、委員会に出席することができる。

第6条 議長は、委員会で審議された事項をとりまとめ、部長会に報告する。

第7条 委員会の事務は、大学事務局入試センター事務室（以下「事務局」という。）が行う。

2 事務局は、会議の議事録を作成し、議長の確認を得た後これを保管する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

金沢工業大学厚生補導委員会規程

第1条 この規程は、金沢工業大学学生部委員会規程第3条に定める厚生補導委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

第2条 委員会は、次の者を委員として構成する。

- （1）学生部長及び学生部副部長
- （2）学部長及び基礎教育部長
- （3）学長が指名する大学教員
- （4）大学事務局長

第3条 委員会は、学生部長が必要に応じて招集し、その議長を務める。

2 学生部長に支障があるときは、学生部副部長が議長の職務を代行する。

第4条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、随時、委員会に出席することができる。

第5条 議長は、委員会で審議された事項をとりまとめ、学長に報告する。

第6条 委員会で審議された内容及び報告事項については、秘密を漏らしてはならない。

第7条 委員会の事務は、大学事務局学務部修学相談室が行う。

附 則

1 この規程は、昭和40年5月28日より施行する。

2 この規程は、昭和60年4月1日より改正施行する。

3 この規程は、平成13年4月1日より改正施行する。

4 この規程は、平成13年8月1日より改正施行する。

5 この規程は、平成16年4月1日から施行し、従前の金沢工業大学厚生補導部委員会規程（昭和40年5月28日制定）は、廃止する。

金沢工業大学全学部会規程

第1条 本学に学務の円滑な運営を目的として、全学部会を置く。

第2条 全学部会は、大学の全ての教員及び大学事務局の係長以上の職員をもって構成する。

第3条 全学部会は、次の事項について連絡・協議する。

- (1) 学長より示された全学的な方針に関する事項
- (2) 当該学期の学務運営に関する連絡事項
- (3) 教育研究の卓越性に関する報告事項
- (4) サービスの卓越性に関する報告事項
- (5) その他、学務運営について重要と認められる事項

第4条 全学部会は、学長が招集し議長となる。

第5条 全学部会は、各学期の始めと年度の終わりに定例として開催する。ただし、学長が必要と認めたときは臨時にこれを開催する。

第6条 全学部会の事務は、大学事務局庶務部がこれに当たる。

第7条 議長が必要と認めたときには、構成員以外の者の出席を求めることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日より施行する。

金沢工業大学主任会議規程

第1条 金沢工業大学（以下「本学」という。）の重要な連絡機関として、金沢工業大学主任会議（以下「主任会議」という。）を置く。

2 主任会議は、本学の運営に携わる教職員相互の意思疎通を図ることで、本学の教育研究活動の円滑な運営を促進することを目的とする。

第2条 主任会議は、次の者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長、学部長、基礎教育部長、副学部長、基礎教育副部長
- (3) 管理規則第9条に定める教学組織の部長
- (4) 学系主任、課程主任、専攻主任、学系副主任、課程副主任、
- (5) 大学事務局の課長級以上の職員

2 学長が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させることができる。

第3条 主任会議は、次の事項について連絡・調整する。

- (1) 教育、研究の基本方針の周知及びその運営に関する事項
- (2) 教育効果の向上に関する事項
- (3) その他教育研究の円滑な運営に必要と認められる事項

第4条 主任会議は隔週に開催するものとし、学長が招集する。

2 学長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

第5条 学長は、主任会議の議長となり、会務を主宰する。

第6条 主任会議の事務は、大学事務局庶務部が行う。

附 則

- 1 この規則は、昭和50年4月1日より施行する。
- 2 この規則は、昭和59年4月1日より改正施行する。
- 3 この規則は、平成12年8月1日より改正施行する。
- 4 この規則は、平成15年4月1日より改正施行する。
- 5 この規則は、平成16年4月1日より改正施行する。